

今治市告示第350号に基づくキュービクル式発電設備判定書

今治市消防長 様

住所:

氏名(法人、代表者名):

電話番号:

適合確認担当者:

防火対象物住所	
防火対象物名称	
設置場所	
製造番号	
良・否確認日	

今治市告示第350号に基づき確認した結果、火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備であることを認めます。

	確 認 項 目	良・否
1	キュービクル式は、キュービクル式発電設備を1の箱(以下「外箱」という。)に収納したものであるか。	
2	キュービクル式発電設備の外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6mm(屋外用のものは、2.3mm)以上か。 (ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分を除く。)	
3	外箱の開口部(換気口又は換気設備の部分を除く。)には、特定防火設備又は防火設備を設けるものとし、網入りガラス入りの防火設備にあっては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであるか。	
4	外箱は、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであるか。	
5	外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様か。	
6	内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものであるか。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあっては、この限りでない。	
7	外箱には、次に掲げるもの(屋外に設けるキュービクル式発電設備にあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。)以外のものを外部に露出して設けられていないか。 (ア) 各種表示灯(カバーを難燃材料以上の防火性能を有する材料としたものに限る。) (イ) 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管 (ウ) 燃料出し入れ口 (エ) 配線の引出し口 (オ) 13に規定する換気口及び換気装置 (カ) 内燃機関の排気筒及び排気消音器 (キ) 内燃機関の息抜き管 (ク) 始動用空気の出し入れ口	
8	屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであるか。	
9	内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置を講じたものであるか。	
10	内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであるか。	
11	電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定されているか。	
12	配線を外箱から引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであるか。	
13	外箱には、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けているか。 (ア) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。 (イ) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。 (ウ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては、機械式換気設備が設けられていること。 (エ) 換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。	

※良・否欄には、良に○印、否に×印、該当無しの場合は／印をつけること。